

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（2021年度）

住 所 愛知県名古屋市中村区
 名駅一丁目1番4号
 事業者名 東海旅客鉄道株式会社
 代表者名 代表取締役社長 金子 慎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
段差解消等	<ul style="list-style-type: none"> 以下の駅に対して、エレベーター設置等の整備を進める。 岩波駅（2020年度） 新城駅、木曽福島駅（2021年度） 岐阜駅改札口内へのエレベーター設置に向けた設計を実施する。（2023年度） 	岩波駅について計画通り、2020年度に整備完了した。 その他の駅も計画通り、設計・施工を実施した。
駅トイレ改良	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線駅全17駅及び在来線駅のうち新幹線併設駅やご利用の多い駅等の計13駅について、トイレ改良を実施する。（2018～2020年度） 	新幹線全17駅について計画通り2020年度に整備完了した。在来線では、新型コロナウイルスの影響により一部駅を除き、2020年度に整備完了した。
ホーム可動柵整備	<ul style="list-style-type: none"> 以下の駅に対して、ホーム可動柵の設置工事を進める。 新大阪駅：20～24番線を2020～2022年度に順次使用開始 金山駅（東海道本線）：2021年度に使用開始 刈谷駅：駅改良工事に合わせて、2026年度に使用開始 名古屋駅（東海道本線、中央本線）について、設置に向けた検討を進める。 	新大阪駅（23・24番線）、金山駅（3番線）について計画通り、2020年度に整備完了した。
内方線付き点状ブロック整備	<ul style="list-style-type: none"> ご利用が1千人/日以上～3千人/日未満の駅を対象に今年度から順次取替を進める。 	富士岡駅他7駅について計画通り、2020年度に整備完了した。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
/	/	/

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子使用のお客様に対する介助同行	・車椅子使用のお客様に対する介助同行を確実に実施する。(2020年度 継続)	計画通り確実に実施した。
目の不自由なお客様に対する声かけと誘導案内	・目の不自由なお客様に対する声かけと誘導案内を確実に実施する。(2020年度 継続) ・「声かけ・サポート」運動に参画する。(2020年度 継続)	計画通り確実に実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いす対応座席のインターネット申し込み	・東海道・山陽・九州新幹線の車いす対応座席の申し込みについて、ホームページからインターネットでの受付を行う。(2020年度)	計画通り改良した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「サービス介助士」資格取得の促進	・新入社員研修等において「サービス介助士」の資格取得を行う。(2020年度 継続)	計画通り実施した。
障害当事者が参画する研修	・障害当事者が参画する「心のバリアフリー研修」を実施する。(2020年度)	新型コロナウイルス感染防止のため実施を延期した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜駅改札口内でのエレベーター設置工事は、岐阜市基本構想に基づく公共交通特定事業として実施している。 ・刈谷駅を含む地区において、刈谷市が基本構想の改定を行っており、当社は公共交通特定事業者として、必要な協力をを行い、取組を実施する。なお、刈谷駅の改良工事は、同基本構想に基づく公共交通特定事業として実施する予定である。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公開

(4) その他

特になし

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

※別紙参照

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

